

湖西市条例第 9 号

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 4 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例

湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

体育室	専用 全面	1時間につき660円		1時間につき1,320円
	専用 半面	1時間につき330円		1時間につき660円
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円
	個人 小人	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円
卓球室	専用	卓球台1台440円	卓球台1台440円	卓球台1台440円
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円
	個人 小人	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円
トレーニング室	専用	1時間につき330円		
	個人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円

」を「

体育室	専用 全面	660円/時間		1,320円/時間
	専用 半面	330円/時間		660円/時間
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円
	個人 小人・70歳以上の者	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円
卓球室	専用	卓球台1台440円	卓球台1台440円	卓球台1台440円
	個人 大人	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円
	個人 小人・70歳以上の者	1人1回 100円	1人1回 100円	1人1回 100円

トレーニング室	専用	330円/時間		
	個人 大人・70歳以上の者	1人1回 200円	1人1回 200円	1人1回 200円

」に改め、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5中「中学生以下の者が専用使用する場合の」を「主たる利用の目的が中学生以下の者の専用使用の場合（当該中学生以下の者が市民以外である場合を除く。）の」に改め、「（市民以外の中学生以下の者が専用使用する場合にあっては、この表に定める利用料金の額）」を削り、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4中「（市内に住所を有する者をいい、）」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、「を含む。以下同じ。）」及び「に、当該利用料金」を削り、「10割に相当する額を加えた」を「2倍の」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考5の次に次のように加える。

- 6 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者をいう。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者1名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

別表第1備考2中「未満の者」の次に「及び70歳以上の者」を加え、同表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 70歳以上の者の利用料金は、市民（市内に住所を有する者又は市内に所在する団体若しくは事業所に所属する者をいう。以下同じ。）について適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市勤労者体育センター条例別表第1に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。